

○議長 大城真孝君

ただいまから令和3年第2回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 大城真孝君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番平良真也議員、3番神谷良仁議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 大城真孝君

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 大城真孝君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布しております。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告の前に企業長から挨拶の申し出がありますので許します。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

皆さん、おはようございます。4月1日に企業長に就任しました金城政光と申します。企業長という要職に仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。

ご存じのように水道事業は、町民生活を支える重要なライフインフラでございます。安心安全な水を安定的に供給する使命がございます。当企業団におきましては、将来的な人口減少を見据えた

先行投資として、施設の老朽化対策や耐震化など安心安全にかかる事業を可能な限り早期に進めるとともに、水道ビジョンの基本目標である「安全でおいしい水の供給」、「災害に強い水道の確立」、「満足される住民サービスの確保」、「水道の運営基盤の改善と強化」、さらに新水道ビジョンで示された【安全・持続・強靱】を加え、水道事業の理想像実現に向けて取り組んで参ります。

引き続き、両町民の皆様から信頼される水道事業を目指し、頑張っていきたいと思っております。

今後とも議員の皆様と一緒に、そして議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 大城真孝君

企業長の諸般の報告をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

諸般の報告を行います。

資料1ページをご覧ください。理事会について。令和3年6月21日（月曜日）、南部水道企業団大会議室で第2回理事会を開催しました。付議事項については、次のとおりとなっております。

（1）令和2年度予算繰越計算書の報告について。（2）令和3年度補正予算（第1号）についてでございます。

付議事項（1）につきましては、本議会で報告いたします。（2）につきましては、本議会の議案となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に報告事項について。（1）入札結果について。ナンバー、入札日、件名、落札額、落札者を読み上げて説明いたします。

1番、3月26日、令和3年度摩文仁浄水場運転管理業務、3,083万3,000円、水 i n g AM 株式会社沖縄営業所。

2番、3月26日、令和3年度水質検査業務、726万円、一般財団法人沖縄県環境科学センター。

3番、3月29日、令和3年度調定支援業務、1,969万円、株式会社輝水。

4番、5月26日、配水管布設工事（R3-1）、248万6,000円、有限会社南開発。

5番、6月11日、令和3年度公用車両購入、140万6,230円、有限会社仲座オートサービス。

2ページの方をお願いします。

（2）水道施設整備事業評価委員会について。5月11日（火）企業団庁舎にて、南風原町、八重瀬町より推薦された有識者を招き、水道施設整備事業評価委員会を開催し、委員への委嘱を行いました。

内容は、水道施設整備事業の効果的な執行及び実施過程の透明性の向上を図るための評価委員会となっております。

今後は、南部水道企業団の将来の施設整備事業の審議をしていただき、答申を受けてまいります。

3番目、第63回水道週間の取組みについて。給水区域住民へ水道について理解や関心を高めて

もらうため、6月1日から6月7日までの水道週間の取り組みとして、企業団では次の取り組みを行いました。

今年の標語は「生活も ウイルス予防も 蛇口から」でございます。

【1】水道読本の配布について。水道について理解を得ることを目的として水道読本を給水区域内の小学4年生941名に配布いたしました。

【2】水道週間の懸垂幕、横断幕、のぼり等の設置について。南風原町役場、八重瀬町役場、南部水道企業団庁舎に懸垂幕、横断幕、のぼり等の設置をしました。

3ページは、その状況の写真でございます。

続きまして、4ページ、(3)小学生習字コンクール作品の募集・審査・展示・表彰について。

令和3年4月26日から5月24日において募集をしましたところ、全部で174点の作品が集まり、審査は給水区域内の書道塾を指導する先生方へ依頼し、低学年の部、高学年の部、それぞれの部門に企業長賞1作品、優秀賞2作品、入選7作品を決定しました。

入賞作品は、イオン南風原、企業団庁舎ロビー、サンエー八重瀬シティーにおいて展示を行いました。サンエーの方は、いま現在行っております。

企業長賞及び優秀賞受賞作品は、全国習字コンクールへ応募いたします。

写真は展示の状況です。

それから資料にはございませんけれども、落雷による施設の被害について報告いたします。

令和3年6月17日(木)午後10時頃、本島南部地域で発生した落雷により、八重瀬第二配水池施設内の計装設備及び水位計を損傷する被害が生じました。

当施設については、設備の損傷により、配水ポンプの自動運転が不可能となったため、6月18日から昨日まで職員が配水池水位を確認しながら手動による送水ポンプの操作を実施いたしました。

復旧作業については、被害の翌日から現地調査をし、計装設備の基盤すべての損傷等を確認しております。

一部の資材の調達に時間を要しており、完全復旧できない状況ですが、昨日からは仮の状態での復旧し、自動運転をしております。以上で諸般の報告を終わります。

○議長 大城真孝君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 報告第1号

令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 大城真孝君

日程第4. 報告第1号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について、企業長より報告を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

報告第1号

令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告します。

令和3年6月25日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

内容は次長が説明します。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私の方から次ページをお開き下さい。令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、予算科目は、款、資本的支出、項、建設改良費、このことにつきましては、固定資産に計上する科目となっております。

事業名、浄水及び送水施設整備費の予算計上額は632万円です。支払義務発生額161万6,000円は、令和2年度中に事業が完了した額となっております。翌年度繰越額は、456万5,000円です。財源内訳については、過年度分損益勘定留保資金456万5,000円、つまり自己財源です。不用額は13万9,000円です。翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額はありませんので、0円を計上しています。

予算を翌年度に繰越となった理由は、摩文仁浄水場3号送水ポンプは、平成17年度に取得し、耐用年数15年経過後も延命化による継続使用中にあって送水能力の急激な低下(50%)が起こったため、令和3年3月に工事を発注しましたが、7カ月後の納期となるためでございます。

次に事業名、送水及び配水施設整備費の予算計上額は、1億3,400万円です。支払義務発生額1億2,758万4,800円は、令和2年度中に事業が完了した額となっております。翌年度繰越額は、440万円です。

財源内訳については、過年度分損益勘定留保資金440万円、つまり自己財源です。不用額は、201万5,200円です。翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額はありませんので、0円を計上しています。

予算を翌年度に繰越となった理由は、新川第二ポンプ場遠方監視制御装置は、平成16年度に取得し、耐用年数10年を6年経過後も延命化による継続使用中にあって、インバーターの急な故障により、令和3年3月に発注しましたが4カ月後の納期となるためです。

次に、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額について説明いたします。

予算科目は、款、水道事業費用、項、営業費用、事業名、水道事業再評価業務の予算計上額は562万1,000円です。支払義務発生額は0円です。翌年度繰越額500万5,000円です。

財源内訳については、過年度分損益勘定留保資金500万5,000円、つまり自己財源です。不用額は、61万6,000円です。翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額はありませぬので、0円を計上しています。

予算を翌年度に繰越となった理由は、事業再評価書概要版による沖縄県への事業内容説明及び厚生労働省への事前協議に時間を要したことによって、令和3年3月末時点において厚生労働省の事前審査中のためです。

以上で、報告第1号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

○議長 大城真孝君

これで、令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

日程第5. 議案第3号

令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長 大城真孝君

日程第5. 議案第3号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

1ページをお願いします。

議案第3号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条 令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）第2条、表で説明いたします。

収益的収入及び支出、収入、1款3項特別利益、既決予定額1,000円、補正予定額270万4,000円、補正後の額が270万5,000円。これによりまして、第1款水道事業収益の補正後の額が17億6,774万5,000円となります。

続きまして、支出の方、1款1項営業費用、既決予定額15億3,203万4,000円、補正予定額1,207万6,000円、補正後の額が15億4,411万円。これによりまして、第1款水道事業費用の補正後の額が16億1,638万5,000円となります。

続きまして、（資本的収入及び支出の補正）第4条について、これも表の方から説明します。

資本的収入及び支出、収入、1款2項その他資本収入、既決予定額が581万6,000円、補正予定額が334万1,000円、補正後の額が915万7,000円。1款3項固定資産売却代金、既決予定額が1,000円、補正予定額が78万5,000円、補正後の額が78万6,000円。これによりまして1款資本的収入の補正後の額が994万4,000円となります。

次のページをお願いします。支出、1款1項建設改良費、既決予定額が9,015万6,000円、補正予定額が318万6,000円、補正後の額が9,334万2,000円。これによりまして、第1款資本的支出の補正後の額が1億9,885万3,000円になります。

ちょっとページを戻っていただきまして、1ページの下の方の3条の条文の説明をいたします。

この補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が1億8,984万9,000円から1億8,890万9,000円になります。その補填についてですが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を769万9,000円から798万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金を7,664万円から7,541万円に改めて補填するという形になります。以上が令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）の内容です。

令和3年6月25日提出、南部水道企業団企業長 金城政光。

詳細については、次長が説明します。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

4ページからご説明します。4ページをお開き下さい。まず、説明の前に補正予算第1号の主な内容としましては、南風原町下水道工事に伴う旧配水施設補償、宮平旧ポンプ場土地売却及び島尻消防組合消火栓設置負担金による収入の増に対しまして、取水ポンプ故障委託料の追加及び島尻消防組合消火栓設置による支出の増でございます。

それでは、令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画についてご説明いたします。

収益的収入及び支出（第3条予算）、収入について、1款3項1目その他特別利益4万4,000円の増は、南風原町字照屋地区下水道工事に伴う給水管切替え等工事費補償によるものです。

また、2目固定資産売却益266万円の増は、宮平旧ポンプ場土地売却によるものです。

なお、当該科目は売却における帳簿価格を超える額を利益として計上するものです。

支出について、1款1項1目原水及び浄水費400万円の増は、ギーザ第一取水ポンプの故障による修繕費の追加によるものです。

2目配水及び給水費595万円の増は、給水装置工事申請支援業務555万円及び管網データ更新業務40万円の追加によるものです。

給水装置工事申請支援業務は、給水窓口への来客対応、現場検査及び立ち会いにより本来の管理下におきまして維持班、管理班の業務の支障が生じてきている状況を改善するものです。

管網データ更新業務は、一般個人住宅よりも瞬間的に多量な水を使用する申請者の給水計画が多々発生したため、適切に対応できるようにするものです。

5ページをお開き下さい。4目総係費212万6,000円の増は、水道料金口座振替伝送業務委託料の追加によるものです。

理由は、令和3年度は委託料を削減する目的で、職員が金融機関を行き来する方式に戻すべく、各金融機関と協議を重ねてきましたが、各金融機関とも個人情報データをフロッピーディスクでやり取りする方式に近い将来廃止し、通信に統一すべく各地方公共団体等及び一般企業に対して働きかけている状況にあるため、フロッピーディスク方式に戻すことは、金融機関の業務効率化とセキュリティ強化を目的で進めている事務改善に逆行するとして変更できなかったことによるものです。

このことから令和3年度の純利益は、当初予算での1億5,621万5,000円より827万6,000円減収の1億4,793万9,000円を見込んでおります。

続きまして、資本的収入及び支出（第4条予算）についてご説明します。

収入について、1款2項1目寄附及び負担金334万1,000円の増は、島尻消防組合消火栓設置負担金及び南風原町字照屋地区下水道工事に伴う配水管移設補償費によるものです。

島尻消防組合消火栓設置負担金318万6,000円は、八重瀬町内に3基の消火栓を設置する費用を負担金として消防から徴収するものです。

南風原町字照屋地区下水道工事に伴う配水管移設補償費15万5,000円は、下水道工事に支障となる配水管の移設を補償費として収入するものです。

次に3項1目固定資産売却代金78万5,000円の増は、宮平旧ポンプ場土地売却によるものです。なお、当該科目は、売却における帳簿価格を計上するものです。

支出について、1款1項2目配水及び給水施設費318万6,000円の増は、島尻消防組合から収入される寄附及び負担金318万6,000円を原資として消火栓設置工事3基を発注するものです。

なお、消火栓設置工事箇所は、お手元のとなっておりますので、お目通しのほど、よろしく願いいたします。

7ページ以降の令和3年度予定キャッシュ・フロー計算書及び令和3年度予定貸借対照表を添付していますので、お目通し下さい。以上が令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）の概要です。ご審議のほど、よろしく願いします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第3号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和3年第2回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回南部水道企業団議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 大城 真孝

署名議員(議席番号2番) 平良 真也

署名議員(議席番号3番) 神谷 良仁